

和光市保育クラブの管理運営に関する年度協定書

和光市（以下「甲」という。）と地方自治法第244条の2に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）である社会福祉法人和光市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成22年10月5日に、別紙に記載する和光市保育クラブ（以下「本施設」という。）の管理運営に関して締結した基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、管理運営に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は本施設の各年度の業務内容及び指定管理料を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 年度協定の期間は平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

（平成23年度の業務内容）

第3条 平成23年度の業務内容は、基本協定に定めるとおりとする。

（平成23年度の指定管理料）

第4条 甲は、乙に対し、本施設の指定管理料を別紙のとおり支払うものとする。

2 乙は、甲に対し、指定管理料を1ヶ月毎に書面をもって請求するものとする。

3 甲は、前項による請求が適正と認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に、乙に対し指定管理料を支払うものとする。

4 期間終了後、指定管理料のうち、修繕費に余剰金が生じた場合は、乙は甲に返還するものとし、その他の費用は、100分の50を乗じて得た額を返還するものとする。

（疑義等の決定）

第5条 年度協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

平成23年4月1日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市教育委員会
教 育 長 大久保 昭 男

乙 所在地埼玉県和光市南1丁目23番1号
社会福祉法人 和光市社会福祉協議会
会 長 木 田 亮

別 紙

| 保育クラブの名称 | 指定管理料 |
|--------------|--------------|
| 中央保育クラブ | 18,567,000円 |
| 諏訪保育クラブ | 25,512,000円 |
| 新倉保育クラブ | 24,379,000円 |
| 白子保育クラブ | 23,088,000円 |
| 南保育クラブ | 22,155,000円 |
| 北原保育クラブ | 19,783,000円 |
| 本町保育クラブ | 22,275,000円 |
| 広沢保育クラブ | 21,636,000円 |
| 南地域センター保育クラブ | 23,910,000円 |
| 下新倉保育クラブ | 37,891,000円 |
| 合 計 | 239,196,000円 |

指定管理料には、消費税及び地方消費税を含む。